

滞納なし証明書の誤交付について（牧園総合支所地域振興課）

牧園総合支所地域振興課において、滞納なし証明書（以下「証明書」という。）を誤交付した事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過：

- (1) 令和8年3月16日（月曜日）
 - ・ A氏の配偶者がA氏の証明書の交付を請求するため、牧園総合支所地域振興課（以下「地域振興課」という。）へ来庁した。
 - ・ 職員が上述の請求に対し、誤ってB氏の証明書を交付した。
- (2) 令和8年4月9日（木曜日）
 - ・ A氏の配偶者が地域振興課に来庁し、誤ってB氏の証明書が交付されたとして、改めてA氏の証明書の交付を依頼したことで本件事案が発覚。本件事案について謝罪するとともに、A氏の証明書を交付した。
- (3) 同月10日（金曜日）
 - ・ B氏宅へ訪問し、本件事案について謝罪した。
- (4) 同月13日（月曜日）
 - ・ A氏の配偶者が、B氏の証明書を地域振興課へ持参し、職員が回収した。

2 漏えいした情報

- ・ B氏の氏名、住所及び税情報

3 漏えいの原因

- ・ 証明書の発行から交付まで1人で行った。
- ・ 交付時、請求者に対し内容に誤りがないかの確認を怠った。

4 再発防止措置

- ・ 証明書発行の際は複数の職員で確認するとともに、請求者に対しても内容に誤りがないことを交付時に確認する。
- ・ 日常的に個人情報の取扱いに関する注意喚起を行う。